

# 東京都ごみ処理広域化計画

平成 1 1 年 3 月

東 京 都

# 目 次

## 東京都ごみ処理広域化計画の概要

### 東京都ごみ処理広域化計画

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の策定の視点
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の基本的事項
  - (1) 目的
  - (2) 期間
  - (3) 重点目標
- 5 東京都のごみ処理の現状と課題
  - (1) 区部
  - (2) 多摩地域
  - (3) 島しょ地域
- 6 計画策定の基本的考え方
  - (1) 地域の設定
  - (2) ごみの排出抑制、焼却量及び埋立量の減量
  - (3) 都及び市町村の連携
- 7 地域別計画
  - (1) 多摩地域
  - (2) 島しょ地域
- 8 広域化の実現に向けた今後の取り組み
- 9 計画の見直し

#### 図・表

図 1

表 1 ~ 10

### 参考資料

#### 用語解説

ごみ処理の広域化計画について（厚生省生活衛生局 H9.5.28）

## 東京都ごみ処理広域化計画の概要

### 1 広域化計画策定の背景

国は平成9年1月、ダイオキシン類削減対策を一層推進するため、旧ガイドラインを見直し、ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度基準を設定するとともにダイオキシン類を削減するための方策を示した新ガイドラインを策定した。

新ガイドラインでは、ごみの排出抑制、リサイクル等により焼却量を減らすこと、ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉によること、焼却残渣に含まれるダイオキシン類を削減するとともに、焼却残渣の処分に伴う環境汚染を防止する必要があること、隣接市町村が連携して、100トン/日以上全連続炉への集約化（広域化）を総合的、計画的に進めること、などの方策が示された。

この新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、小規模ごみ焼却施設の集約化を含めた、「ごみ処理の広域化計画」を策定するものとする。

### 2 広域化計画の策定の視点

平成9年5月、国は新ガイドラインに基づき、都道府県に対して次の6つの視点（以下「6つの視点」という。）を踏まえた上で「ごみ処理の広域化計画」を策定し、市町村を指導するよう通知（厚生省課長通知衛環第173号）したが、都はこれに基づき「東京都ごみ処理広域化計画」（以下「計画」という。）を策定するものである。

#### 6つの視点

ダイオキシン類削減対策	焼却残渣の高度処理対策
マテリアルリサイクルの推進	サーマルリサイクルの推進
最終処分場の確保対策	公共事業のコスト縮減

### 3 計画の位置づけ

「計画」は、国の「ごみ処理の広域化計画」が目指す、ダイオキシン類削減対策等を効果的に推進するため、「6つの視点」を踏まえ、都としてのごみ処理の広域化の基本的な考え方を示すとともに、市町村を指導していく指針とする。

### 4 計画の基本的事項

#### (1) 目的

資源循環型社会の構築のために、ごみの発生や排出をできる限り抑えるとともに、再利用・資源化を徹底して進め、また、ダイオキシン類削減等の環境保全対策を推進するため、東京都と市町村が連携、協力してごみ処理の広域化を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (2) 期間

平成10年度～19年度までの10年間

#### (3) 重点目標

ダイオキシン類削減対策を一層推進するため3つの重点目標を設定する。

##### ア 小規模焼却施設の解消

原則として全連続式100トン/日以上施設規模とする。

## イ ダイオキシン類削減の目標濃度の設定

ごみ焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大気汚染防止法」により平成14年12月1日から規制強化されるが、この法規制よりも厳しい目標濃度を設定し、排出削減を強化するとともに早期の実現を図るものとする。目標濃度の達成期限は、平成14年11月30日とする。

## ウ 焼却残渣の減量・資源化

焼却残渣の減量・資源化とともに、ダイオキシン類の削減を図るため、溶融固化、エコセメント化を推進する。

## 5 東京都のごみ処理の現状と課題

### (1) 区部

区部においては、ごみ処理を都が市町村の立場で実施しており、平成9年12月策定の東京都一般廃棄物処理基本計画（以下「スリムプラン21」という。）に基づき中間処理施設の整備が実施され、将来的な施設整備も計画されている。「6つの視点」については、「スリムプラン21」の中で計画され、取り組まれている。

### (2) 多摩地域

2施設を除き、100トン/日以上全連続式のものとなっている。資源化への取り組みについては、分別排出、収集が定着しており、資源化率は高水準である。粗大・不燃・資源化施設については、各市町村とも整備されている。

### (3) 島しょ地域

地理的条件により、各島ごとの処理をしている。可燃ごみ量が少なく、100トン/日以上全連続式焼却施設の設置は困難な状況である。粗大・不燃・資源化施設は、5町村で設置している。

## 6 計画策定の基本的考え方

### (1) 地域の設定

本計画では広域化を実現するため、地域を設定する。

区部は「スリムプラン21」において、ダイオキシン類の計画的削減や灰溶融施設の整備計画を盛り込んでおり、国の目指すダイオキシン類削減対策に対応した内容となっており、焼却施設規模も100トン/日以上を確保している。

多摩地域には一部に焼却施設規模が100トン/日未満の施設があり、島しょ地域はすべて100トン/日未満である。このような状況から地域の設定は多摩地域及び島しょ地域とする。

なお、多摩地域については、平成6年10月のごみ処理の相互支援を目的とした「多摩地域ごみ処理広域支援体制」協定により、3つの地域ブロックが設定されており本計画もこのブロック別に地域の設定を行う。

#### 【多摩地域】

第1ブロック：中央部9市 — 八王子市、立川市、昭島市、町田市、小平市、日野市、東大和市、武蔵村山市、多摩市

第2ブロック：東部14市 — 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、狛江市、清瀬市、東久留米市、稲城市

第3ブロック：西部4市3町1村 — 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村

【島しょ地域】：大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

(2) ごみの排出抑制、焼却量及び埋立量の減量

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを改め、都民・事業者・行政のパートナーシップのもと、環境への負荷が少ない「循環型ごみ処理システム」を構築し、ごみの排出抑制、焼却量及び埋立量の減量を図る。

(3) 都及び市町村の連携

計画を推進するにあたり、市町村は相互支援及び協力を行い、都と連携して取り組む。

## 7 地域別計画

(1) 多摩地域

〔第1ブロック〕

ア ごみ処理の現状と見通し

- ・ダイオキシン類削減の恒久対策が必要な5施設については、順次削減対策を実施する。
- ・小平・村山・大和衛生組合は施設更新を検討している。

イ 広域的施設整備 — すべて100トン/日

- ・焼却施設更新にあたっては、ダイオキシン類削減対策やサーマルリサイクルの推進等とともにコスト縮減の観点から、適切な施設規模の設定を十分に検討する。
- ・焼却残渣の減量・資源化と最終処分場の延命化を図るとともに、焼却残渣中のダイオキシン類を削減するため、エコセメント化の事業実施に向けた取り組みを行う。

〔第2ブロック〕

ア ごみ処理の現状と見通し

- ・国立市の焼却施設(90トン/日)については、廃止を予定し、平成11年度から多摩川衛生組合に加入する。
- ・ダイオキシン類削減の恒久対策が必要な5施設については、順次削減対策を実施する。

イ 広域的施設整備 — すべて100トン/日

- ・柳泉園組合では焼却施設更新を行っており、平成12年11月稼働開始予定である。
- ・焼却施設更新にあたっては、ダイオキシン類削減対策やサーマルリサイクルの推進等とともにコスト縮減の観点から、適切な施設規模の設定を十分に検討する。
- ・焼却残渣の減量・資源化と最終処分場の延命化を図るとともに、焼却残渣中のダイオキシン類を削減するため、エコセメント化の事業実施に向けた取り組みを行う。

### 〔第3ブロック〕

#### ア ごみ処理の現状と見通し

- ・奥多摩町の焼却施設（准連続式13トン/日）については、次期更新時には他の施設との集約化を図る必要があり、ブロック内で行うことが望ましい。
- ・ダイオキシン類削減の恒久対策が必要な2施設については、順次削減対策を実施する。

#### イ 広域的施設整備

- ・焼却施設更新にあたっては、ダイオキシン類削減対策やサーマルリサイクルの推進等とともにコスト縮減の観点から、適切な施設規模の設定を十分に検討する。
- ・焼却残渣の減量・資源化と最終処分場の延命化を図るとともに、焼却残渣中のダイオキシン類を削減するため、エコセメント化の事業実施に向けた取り組みを行う。

### (2) 島しょ地域

#### ア ごみ処理の現状と見通し

- ・各島ごとにごみ処理が行われている。離島という地域性から、島外搬出は容易でないため、リサイクル率は区部や多摩地域と比較すると低い。また、離島という地理的条件から広域化を進めるには課題を多く抱えている。

#### イ 今後の取り組み

- ・都では「島しょ地域における循環型ごみ処理システム検討委員会」を設置しており、リサイクル推進のための島外搬出方法や最終処分場を含めた施設のあり方を検討し、平成12年2月を目処に最終報告をまとめる予定である。  
今後、この報告書等を基に各町村が、島しょ地域にふさわしい循環型ごみ処理システムについて自主的な取り組みを進めていく。

## 8 広域化の実現に向けた今後の取り組み

### (1) 計画の進行管理

- ・各焼却施設のダイオキシン類濃度の把握及び公表
- ・ダイオキシン類恒久対策の進捗状況の把握
- ・施設整備の進捗状況の把握

### (2) 計画のフォローアップ

- ・多摩地域については、東京都市町村清掃協議会、三多摩地域清掃施設協議会、東京都多摩地域廃棄物行政連絡会の場において連携を図る。また、小規模施設の集約化のための協議は、地域ブロック内に都と構成市町村等の調整会議を設置し、検討、協議を行う。
- ・島しょ地域については、新たに協議の場を設置する。

### (3) 技術支援

- ・都は、広域自治体として市町村に対し、技術職員の派遣等を含めた技術的支援に努めるものとする。

## 9 計画の見直し

「島しょ地域における循環型ごみ処理システム検討委員会」からの最終報告、清掃事業の区移管後の状況及びごみ処理の技術革新の動向などを考慮し適宜見直しを行う。

# 東京都ごみ処理広域化計画

平成 1 1 年 3 月

東 京 都

## 1. 計画策定の背景

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類については、毒性や環境への影響等から、その削減に向け、行政として緊急に取り組むべき大きな課題となっている。

国においては、平成2年12月「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「旧ガイドライン」という。）を策定し、ダイオキシン類の削減対策について市町村を指導してきた。その後、平成8年6月に新たな耐容1日摂取量（注）の中間報告があり、国はこれをダイオキシン対策の新たな評価指針としてダイオキシン類削減対策を一層推進するため、平成9年1月に旧ガイドラインを見直し、新たに「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）を策定した。

この新ガイドラインでは、ダイオキシン対策を人体の健康影響の観点からの緊急対策と最新の技術に照らし最大限可能な水準まで削減する恒久対策に分けて、ごみ焼却施設の排ガス中の排出濃度基準の設定を行うとともに、ダイオキシン類を削減するための方策として、

- (1) ごみの排出抑制、リサイクル等により焼却量そのものをできるだけ減らすことが必要であること。
- (2) ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉による適切な焼却を行うことが重要であること。
- (3) ごみの焼却により生じた焼却残渣（焼却灰やばいじん）に含まれるダイオキシン類を削減するとともに、焼却残渣の処分に伴う環境汚染を防止する必要があること。
- (4) 隣接市町村が連携して、一定規模（100トン/日）以上の全連続炉への集約化（広域化）を総合的かつ計画的に推進することが必要であること。

などを示し、国は、都道府県に対し、市町村への指導と調整を行うよう通知した。

平成9年8月には、新ガイドラインを踏まえ、ダイオキシン類の規制措置として、廃棄物処理法及び大気汚染防止法の政省令が改正され、同年12月に施行されている。

一方、都においては、旧ガイドライン、新ガイドライン及び都のダイオキシン類対策の基本としての「東京都ダイオキシン類対策取組方針」（平成9年11月）に基づき、ダイオキシン類削減対策を進めてきた。さらに、都の行財政運営の基本指針となる「生活都市東京の展開 改訂重点計画」（平成10年11月）の中でも、都民から一層信頼される「循環型ごみ処理システム」の構築を掲げ、積極的なダイオキシン類削減対策を推進しているところである。

このような状況のなかで、平成9年5月に「ごみ処理の広域化計画」の策定について国の通知があり、都は、新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、小規模ごみ焼却施設の集約化を含めた、「東京都ごみ処理広域化計画」（以下「計画」という。）を策定するものとする。

注：耐容一日摂取量（TDI）とは、健康影響の観点から、人間が一生涯摂取しても耐容されると判断される1日当たり、体重1kg当たりの量

## 2 計画の策定の視点

国は、都道府県に対して、次の6つの視点を踏まえた上で「ごみ処理の広域化計画」



を策定し、市町村を指導するよう通知（厚生省課長通知、衛環第173号）した。

- (1) 今後、新たに建設されるごみ焼却施設はダイオキシン類の排出が少ない全連続炉とし、そのために必要な施設規模を確保すること。
- (2) 焼却残渣に含まれるダイオキシン類を削減するため、溶融固化等の高度処理を推進する必要があること。
- (3) リサイクルに必要な量を確保し、マテリアルリサイクルを推進するとともに、焼却量の減量化を図ること。
- (4) ごみ焼却施設を全連続式とすることにより、ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施することができるサーマルリサイクルを推進すること。
- (5) 焼却残渣等を処分する広域的な最終処分場の確保を図る必要があること。
- (6) 可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することにより、公共事業のコスト縮減を図ること。

都としても、これらの6つを計画策定の視点（以下「6つの視点」という。）として、計画を策定する。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、国の「ごみ処理の広域化計画」が目指す、ダイオキシン類削減対策等を効果的に推進するため、「6つの視点」を踏まえ、都としてのごみ処理の広域化の基本的な考え方を示すとともに、市町村を指導していく指針とするものである。

### 4 計画の基本的事項

#### (1) 目的

資源循環型社会の構築のために、ごみの発生や排出をできる限り抑えるとともに、再利用・資源化を徹底して進め、また、ダイオキシン類削減等の環境保全対策を推進するため、東京都と市町村が連携、協力してごみ処理の広域化を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (2) 期間

計画期間は、平成10年度から平成19年度までの10年間とする。

#### (3) 重点目標

ごみの排出抑制とともにごみの減量・資源化を徹底することを前提として、ダイオキシン類削減対策を一層推進するために、3つの重点目標を設定する。

##### ア 小規模焼却施設の解消

ごみ焼却施設は、処理の効率性、発電の経済性及びダイオキシン類削減等の点から原則として全連続式での施設規模100トン/日以上とし、それ以下の施設については、集約化を図る。

##### イ ダイオキシン類削減の目標濃度の設定

ごみ焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の改正により平成14年12月1日から規制強化されるが、この法規制よりも厳しい目標濃度を設定し、排出削減することを強化するとともに早期の実現を図るものとする。

この目標濃度は、新ガイドラインの主旨を踏まえ、焼却炉の種類毎に新設と既設について、次表のとおり設定する。なお、目標濃度の達成期限は、平成14年11月30日とする。

ダイオキシン類削減対策の目標濃度 ( ng - TEQ / N m<sup>3</sup> )

炉の種類	区 分	目標濃度	法規制濃度
全連続式	新設炉 (注1) (新ガイドライン適用炉)	0.1	4t/h以上 0.1 2 ~ 4t/h 1
	既設炉 (注2) (旧ガイドライン適用炉)	0.5	4t/h以上 1 2 ~ 4t/h 5
	既設炉 (注3) (旧ガイドライン非適用炉)	1	
准連続式 機械化 バッチ式 固定 バッチ式	新設炉 (注1) (新ガイドライン適用炉) (注4)	0.1	2 ~ 4t/h 1 ~ 2t/h 5
	既設炉 間欠運転	5	2 ~ 4t/h 5 ~ 2t/h 10

(注1) 平成9年度以降に整備計画書を提出した焼却施設。

(注2) 平成3年度以降に整備計画書を提出した焼却施設。

(注3) 平成2年度以前に整備計画書を提出した焼却施設。

(注4) 離島で全連続式による焼却が困難な地域。

ダイオキシン類削減対策の目標濃度に基づき、各ごみ焼却施設において削減対策や施設更新が行われると、平成9年度のダイオキシン類の年間排出量66.7gから、恒久化対策実施後の平成15年度には年間6.8g(89.8%削減)、計画期間にかかわらず全施設が更新又は新設によりダイオキシン類濃度が0.1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>を達成すると年間2.1g(96.8%削減)になると推定される。なお、年間排出量は、平成9年度のごみ焼却実績量のまま推移すると仮定した場合の推計値である。

#### ウ 焼却残渣の減量・資源化

焼却残渣の減量・資源化とともに、ダイオキシン類の削減を図るため焼却残渣の溶融固化やエコセメント化などによる高度処理を推進する。

## 5 東京都のごみ処理の現状と課題

東京都のごみ処理は、各市町村の地理的条件、中間処理施設の設置状況や最終処分あり方、また、各自治体相互間の密接な関係、これまでのごみ処理の経緯などから大きくは、区部、多摩地域及び島しょ地域に分けられる。それぞれの地域についてごみ処理の現状と課題は次のとおりである。（図 - 1 東京都行政区画図）

### (1) 区部

区部においては、ごみ処理を東京都が市町村の立場で実施しており、平成9年12月策定の東京都一般廃棄物処理基本計画（以下「スリムプラン21」という。）に基づき、中間処理施設の整備が実施され、将来的な施設整備も計画されている。

区部では、現在、19箇所のごみ焼却施設が稼働し、3施設が建設中であるが、その施設規模は、すべて全連続式であり施設規模が100トン/日以上となっている。また、「6つの視点」については、「スリムプラン21」により、計画化され、取り組まれている。

今後、新設及び更新するごみ焼却施設は、すべて全連続式であり、100トン/日以上施設規模を確保している。

焼却残渣についても計画的に熔融固化による高度処理対策を講じることとしている。

粗大・不燃ごみ処理施設での資源物回収のほか資源収集の日を設定し、資源ごみ収集の充実を図り、拡大を進めている。

サーマルリサイクルは、すべてのごみ焼却施設に発電等の余熱利用を実施または予定しており、さらに発電の高効率化も進めている。

最終処分場については、新海面処分場の整備を進めており、既に一部使用開始している。

公共事業のコスト縮減については、「清掃工場建設計画」（平成3年10月）及びスリムプラン21により、計画的にごみ処理施設を配置している。

以上のことから、区部のごみ処理については、国の進めるダイオキシン類削減対策にそった内容となっている。今後、このスリムプラン21に基づき、確実な推進を図る必要がある。

なお、平成12年4月からは清掃事業が特別区に移管されることが決定しており、区移管後の可燃ごみの中間処理は、一定期間、特別区が共同処理することで合意している。その期間は平成17年度までとし、それ以降については、その時点で決めることとしている。

### (2) 多摩地域

多摩地域には、31市町村があり、各市町村が地域の特性に応じ、創意工夫のもとにごみ処理を進めている。現在、ごみ焼却施設は、20施設が稼働し、11施設が市町の単独設置で、9施設が一部事務組合の設置となっている。この内の2施設を除き、100トン/日以上全連続式のものとなっている。また、資源化の取り組みについては、資源物の分別収集することが定着しており、資源化率は全国的にも高水準にな

っている。粗大・不燃・資源化施設については、各市町村とも整備されてきており、効率的な処理が行われている。

また、「6つの視点」については、次のとおりである。

現在、更新中及び更新を検討しているごみ焼却施設は、全連続式であり、施設規模は、100トン/日以上を確保することになっているが、既設のごみ焼却施設の中に100トン/日未満が2施設ある。

焼却残渣の高度処理として2施設で焼却灰の溶融固化対策がとられているが、それ以外のごみ焼却施設の焼却残渣は、埋立処分されている。この焼却残渣を安全かつ安定的に資源化するエコセメント化施設の計画があり、今後、この早急な整備が課題である。

市町村の創意工夫により、リサイクルの量が確保され、資源回収ルートも整備されている。これにより、多摩地域の平成9年度資源化率は、21パーセントと全国的にも極めて高い水準となっていることから、人口の増加傾向の中でごみの焼却量は減少傾向にある。

サーマルリサイクルについては、7施設で発電等の余熱利用を行っているが、他の施設については余熱利用が進んでいない。今後、更新する施設は、余熱利用を図っていくことが必要である。

最終処分場は1町を除き、27市町と3市町村が一部事務組合により広域的に確保している。

ごみ焼却施設は各市町村又は一部事務組合で構造指針に基づき、ごみ焼却量に見合うように施設を設置してきた。しかし、近年のごみ減量・資源化施策の充実によりごみ焼却量は減少し、ごみ焼却量と施設の焼却規模との間に乖離が生じてきている。公共事業のコスト縮減の観点から、将来のごみ量と施設の焼却能力を勘案して、計画的に施設整備することが必要となっている。

### (3) 島しょ地域

島しょ地域は、9町村あり、ごみ焼却施設は、10施設が稼働し、各島に設置しており、焼却規模は、100トン/日未満である。また、粗大・不燃・資源化施設は、5町村で設置している。

島しょ地域については、離島という地理的条件により、各島ごとの処理を余儀なくされている。また、可燃ごみ量が少なく、100トン/日以上全連続式焼却施設の設置が困難な状況にある。

「6つの視点」から考えると以下のとおりである。

島しょ地域は、各島の人口が少なく、可燃ごみが少ないことからごみ焼却施設は、全連続式の施設規模を確保することが困難となっている。

可燃ごみ量が少ないことから、焼却残渣の量も少なく、各島が単独で高度処理対策を講じることが困難となっている。

一部の島で飲料缶、ペットボトルのリサイクルを実施しているが、資源化物の搬出が困難なため、ごみとして処理されていることが多い。

ごみ焼却施設が小規模のため、余熱利用は困難である。

離島という地理的条件から、広域的な最終処分場の確保は困難となっている。

離島という地理的条件から、各島ごとにごみの焼却施設を設置している。

## 6 計画策定の基本的考え方

東京都におけるごみ処理の現状及び課題を踏まえ、ごみ処理広域化計画の策定についての基本的な考え方は次のとおりである。

### (1) 地域の設定

本計画では広域化を実現するため、地域を設定をする。

区部については、廃棄物処理の総合的な計画である「スリムプラン21」で、資源回収事業の拡大、再生品利用拡大の促進等のごみの発生抑制策の年度別計画や処理施設での資源回収、ごみ焼却施設及び埋立処分場でのエネルギーの有効利用、ダイオキシン類の計画的削減、灰溶融施設の整備など循環型ごみ処理システムを構築する整備計画を盛り込んでいる。また、この「スリムプラン21」の事業計画は、国の目指すダイオキシン類削減対策に対応した、焼却施設規模も100トン/日以上を確保した計画となっている。(表-1 区部の廃棄物処理施設の現状)

一方、多摩地域及び島しょ地域についてみると、多摩地域には、一部に施設規模が100トン/日未満の小規模施設があり、島しょ地域は、すべてが100トン/日未満である。

このような状況から地域の設定は、多摩地域及び島しょ地域とする。

なお、多摩地域については、焼却処理施設等の予測できない緊急な事態や定期点検、改修等、施設の運転に支障が生じた場合のごみの適正処理を確保するための相互支援を目的とした「多摩地域ごみ処理広域支援体制」(平成6年10月策定)の中で3つの地域ブロックが設定されている。本計画においても、このブロック別に地域の設定を行う。(表-3 地域設定)

### (2) ごみの排出抑制、焼却量及び埋立量の減量

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを改め、都民・事業者・行政のパートナーシップのもと、環境への負荷の少ない「循環型ごみ処理システム」を構築するために、次の事項を推進し、ごみの排出抑制、焼却量及び埋立量の減量を図る。

(ア) 都民、事業者と協力し、生産、流通、消費及び廃棄の各段階においてごみの排出抑制の徹底を図る。

(イ) 排出段階において、ごみ減量・リサイクルのため、行政はもとより、都民・事業者に対しPRの徹底を図る。

(ウ) 集団回収、資源ごみの分別収集を強化し、ごみの減量・リサイクルを徹底する。

(エ) 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみとして収集したものでも、施設において選別し、資源物として回収することにより、焼却量、埋立量の減量を図る。

(オ) それでも焼却せざるを得ないごみについては、適正な処理を行い、焼却残渣についてもエコセメント等の資源化を進め、ダイオキシン類削減対策を推進する。

(3) 都及び市町村の連携

本計画を推進するにあたり、各市町村はブロック内はもとより、必要な場合は多摩地域及び島しょ地域の全域において相互支援及び協力を行うものとする。

都は、多摩地域及び島しょ地域の清掃事業を推進するための諸協議会等の意見を聞くとともに、技術的支援、指導、助言等を行い、各市町村と連携して本計画の推進に取り組むものとする。

7 地域別計画

(1) 多摩地域

【第1ブロック】

ア 構成市町村

このブロックは、多摩地域中央部の9市（八王子市、立川市、昭島市、町田市、小平市、日野市、東大和市、武蔵村山市、多摩市）で構成する。

イ 人口、面積

ブロック内の総人口は約172万人、総面積は約398km<sup>2</sup>である。

ウ ごみ処理の現状と見通し

(ア) ごみ量、資源化量、焼却量、最終処分量

平成9年度の状況は、次のとおりである。（多摩地域ごみ実態調査による）

【第1ブロック】

（t/年）

市町村名	ごみ量	資源化量	焼却量	最終処分量
八王子市	181,946	20,384	155,708	23,184
立川市	61,085	9,130	49,705	8,673
昭島市	37,346	3,272	31,392	4,808
町田市	132,431	20,409	112,292	12,041
小平市	55,540	10,985	43,111	7,446
日野市	62,876	5,143	55,840	9,095
東大和市	23,797	3,810	19,335	3,347
武蔵村山市	20,944	4,374	16,027	2,772
多摩市	56,498	5,864	49,934	7,638
合計	632,463	83,371	533,344	79,004

(注) ごみ量は、収集ごみ量に持込ごみ量を加えた量である。

資源化量には、集団回収資源物量を含んでいない。

(イ) ごみの減量・資源化の取り組み

a 排出抑制、資源化の施策

資源ごみ収集及び資源物の集団回収は、すべての市で実施している。

b 粗大・不燃・資源化施設の整備状況

施設整備状況は、表 - 4 の「多摩地域の粗大・不燃・資源化施設の現状」のとおりである。

- ・八王子市、立川市、昭島市、町田市、日野市は市単独の施設を整備している。
- ・小平市、武蔵村山市、東大和市は、一部事務組合（小平・村山・大和衛生組合）で共同処理を行っており、同組合では、施設更新を検討している。なお、小平市は、市単独の施設も整備している。
- ・八王子市と町田市のニュー・タウン地域及び多摩市の粗大・不燃ごみは、一部事務組合（多摩ニュー・タウン環境組合）で共同処理を行っており、平成 11 年度から施設の更新（90 トン/日）を計画している。
- ・多摩市は、平成 10 年度より資源化センター（45 トン/日）を建設中である。

(ウ) ごみ焼却施設整備の取り組み

a 施設整備状況は、表 - 5 の「多摩地域のごみ焼却施設の現状」のとおりである。

- ・ブロック内には 9 施設があり、施設規模の合計は 2,776 トン/日で、すべての施設が全連続式の 100 トン/日以上規模となっている。
- ・小平・村山・大和衛生組合では、施設更新を検討している。

b ダイオキシン類の恒久対策については、表 - 6 の「多摩地域のごみ焼却施設ダイオキシン類削減恒久対策実施予定」のとおりである。

- ・ダイオキシン類の恒久対策を実施済みの施設は 4 施設で、残りの 5 施設は、平成 10 年度より順次対策を実施し、平成 14 年 11 月までに完了する計画である。

(エ) 埋立量の減量の取り組み

最終処分場の整備状況は、表 - 7 の「多摩地域の最終処分場の現状」のとおりであり、ブロック内のすべての市は、一部事務組合（東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合、27 の市町で構成）で広域的に処理を行っている。なお、町田市は、市単独の処分場も設置している。

- ・東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が策定した「三多摩地域第二次廃棄物減容（量）化基本計画」に基づき、各市は埋立量の減量に取り組んでいる。

エ 広域的な施設整備

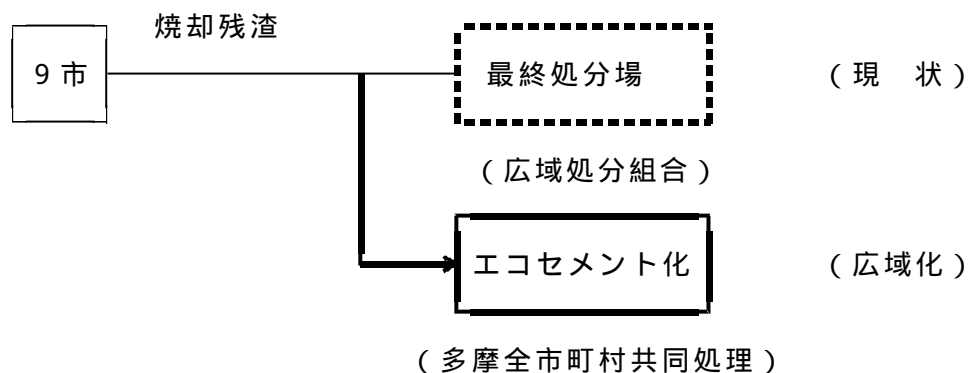
(ア) ごみ焼却施設

すべての施設が全連続式の 100 トン/日以上規模となっているため、現状では、広域的な施設整備がされている。今後の施設更新にあたっては、ダイオキシン類削減対策やサ - マルリサイクルの推進等とともに、コスト縮減の観点から、適切な施設規模の設定など、十分に検討していく必要がある。

## (イ) エコセメント化

多摩地域の全市町村が共同して、焼却残渣の減量・資源化と逼迫している最終処分場の延命化を図るため、エコセメント化の導入を進めているところである。平成11年2月にエコセメント化施設導入基本計画が策定されており、今後は本事業の実施に向けて、用地の選定、建設基本計画の策定、環境影響評価など一連の手続きを行い、平成14年度に工事に着手し、平成16年度中に稼働する予定となっている。

計画のエコセメント化施設の規模は、市町村の徹底した廃棄物の発生・排出抑制や資源化などの減容・減量化施策を前提とし、可燃対象ごみを将来予測して算出したもので、410トン/日としている。



多摩地域で生産される年間16～19万トンのエコセメントは、関東地区における無筋系用途の年間セメント販売量が約300万トンと推定されることから、十分な需要が見込まれている。また、焼却残渣中のダイオキシン類を削減し、重金属類も回収できることから、エコセメントを安全な建設資材として普及推進することは、循環型社会の形成に大きく寄与できるものである。

## 【第2ブロック】

### ア ブロック構成

このブロックは、多摩地域東部の14市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、狛江市、清瀬市、東久留米市、稲城市）で構成する。

### イ 人口、面積

ブロック内の総人口は約160万人、総面積は約190km<sup>2</sup>である。

### ウ ごみ処理の現状と見通し

#### (ア) ごみ量、資源化量、焼却量、最終処分量

平成9年度の状況は、次のとおりである。（多摩地域ごみ実態調査による）



## 【第2ブロック】

( t / 年 )

市町村名	ごみ量	資源化量	焼却量	最終処分量
武蔵野市	54,274	8,299	42,644	6,464
三鷹市	55,644	9,925	44,319	2,599
府中市	75,564	14,995	59,987	5,473
調布市	65,836	17,929	46,365	4,974
小金井市	32,620	7,366	23,185	3,768
東村山市	44,478	6,617	33,743	6,898
国分寺市	38,043	6,633	28,809	5,781
国立市	23,348	5,614	15,802	3,677
田無市	25,167	3,423	19,897	4,017
保谷市	32,295	5,262	24,906	4,798
狛江市	23,050	4,258	18,240	2,776
清瀬市	19,346	3,224	14,927	2,790
東久留米市	33,790	5,112	26,668	4,902
稲城市	19,899	2,408	16,962	2,603
合計	543,354	101,065	416,454	61,520

(注) ごみ量は、収集ごみ量に持込ごみ量を加えた量である。

資源化量には、集団回収資源物量を含んでいない。

## (イ) ごみの減量・資源化の取り組み

## a 排出抑制、資源化の施策

資源ごみ収集及び資源物の集団回収は、すべての市で実施している。

## b 粗大・不燃・資源化施設の整備状況

施設整備状況は、表 - 4 の「多摩地域の粗大・不燃・資源化施設の現状」のとおりである。

- ・武蔵野市、東村山市、国分寺市、小金井市、府中市、国立市は市単独の施設を整備している。
- ・田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市は、一部事務組合（柳泉園組合）で共同処理を行っている。
- ・三鷹市と調布市は、一部事務組合（ふじみ衛生組合）で共同処理を行っている。
- ・狛江市と稲城市は、一部事務組合（多摩川衛生組合）で共同処理を行っている。
- ・調布市と狛江市は、市単独の施設も整備している。

(ウ) ごみ焼却施設整備の取り組み

- a 施設整備状況は、表 - 5 の「多摩地域のごみ焼却施設の現状」のとおりである。
- ・ブロック内には 8 施設があり、処理能力の合計は 2,120 トン/日で、国立市の施設(90 トン/日)を除き、全連続式の 100 トン/日以上規模となっている。
- b ダイオキシン類の恒久対策については、表 - 6 の「多摩地域のごみ焼却施設ダイオキシン類削減恒久対策実施予定」のとおりである。
- ・ダイオキシン類の恒久対策を実施済みの施設は 2 施設で、5 施設は平成 10 年度より順次対策を実施し、平成 14 年 11 月までに完了する計画である。なお、国立市の施設は、廃止を予定している。
  - ・柳泉園組合では、施設更新を行っており、稼働開始は、平成 12 年 11 月の予定となっている。

(エ) 埋立量の減量の取り組み

最終処分場の整備状況は、表 - 7 多摩地域の最終処分場の現状のとおりであり、ブロック内のすべての市は、一部事務組合(東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合、27 の市町で構成)で広域的に処理を行っている。

- ・東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が策定した「三多摩地域第二次廃棄物減容(量)化基本計画」に基づき、各市は埋立量の減量に取り組んでいる。

エ 広域的な施設整備

(ア) ごみ焼却施設

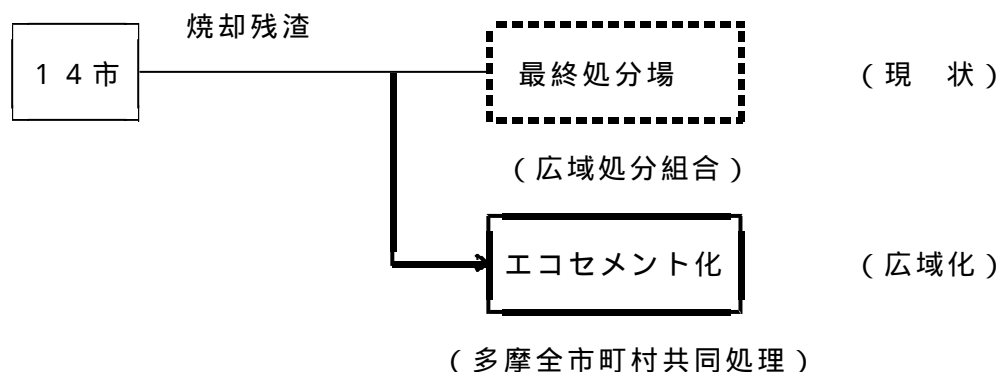
国立市は、全連続式の 90 トン/日の施設を昭和 49 年に設置し、運営してきたが、今後のダイオキシン類削減対策や更新及びコスト等について都と協議するとともに検討した結果、平成 11 年度から、多摩川衛生組合に加入することが決定している。

このことにより、他の施設については、既に全連続式の 100 トン/日以上規模となっているため、現状では、広域的な施設整備がされている。

今後の更新の考え方は、第 1 ブロックと同様とする。

(イ) エコセメント化

本ブロックも、逼迫している最終処分場の延命化を図るため、エコセメント化の導入について取り組む必要がある。



【第3ブロック】

ア ブロック構成

このブロックは、多摩地域西部の4市3町1村（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村）で構成する。

イ 人口、面積

ブロック内の総人口は約39万人、総面積は約573km<sup>2</sup>である。

ウ ごみ処理の現状と見通し

（ア）ごみ量、資源化量、焼却量、最終処分量

平成9年度の状況は、次のとおりである。（多摩地域ごみ実態調査による）

【第3ブロック】

（t/年）

市町村名	ごみ量	資源化量	焼却量	最終処分量
青梅市	44,682	4,701	36,908	6,995
福生市	21,377	3,140	17,649	2,525
羽村市	19,332	2,990	15,592	2,377
あきる野市	26,214	4,090	20,996	4,592
瑞穂町	10,245	1,899	7,773	1,366
日の出町	4,771	982	3,543	822
奥多摩町	2,497	997	1,455	206
檜原村	879	207	644	135
合計	129,997	19,006	104,560	19,018

（注）ごみ量は、収集ごみ量に持込ごみ量を加えた量である。

資源化量には、集団回収資源物量を含んでいない。

（イ）ごみの減量・資源化の取り組み

a 排出抑制、資源化の施策

資源ごみ収集及び資源物の集団回収は、すべての市町村で実施している。

b 粗大・不燃・資源化施設の整備状況

施設整備状況は、表 - 4 の「多摩地域の粗大・不燃・資源化施設の現状」のとおりである。

- ・青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町は市単独の施設を整備している。
- ・あきる野市、日の出町、檜原村は、一部事務組合（西秋川衛生組合）で共同処理を行っている。

（ウ）ごみ焼却施設整備の取り組み

a 施設整備状況は、表 - 5 の「多摩地域のごみ焼却施設の現状」のとおりである。

- ・ブロック内には3施設があり、処理能力の合計は643トン/日で、奥多摩

町の施設（准連続式、13トン/日）を除き、全連続式の100トン/日以上  
の規模となっている。

b ダイオキシン類の恒久対策については、表-6の「多摩地域のごみ焼却施設  
ダイオキシン類削減恒久対策実施予定」のとおりである。

- ・ダイオキシン類の恒久対策を実施済みの施設は1施設で、残りの2施設は、  
平成10年度より順次対策を実施し、平成14年11月までに完了する計画  
である。

(エ) 埋立量の減量の取り組み

最終処分場の整備状況は、表-7の「多摩地域の最終処分場の現状」のと  
おりである。

- ・青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町は、一部事務組合（東京都三多摩地域廃棄  
物広域処分組合、27の市町で構成）で広域的に処理を行っている。
- ・東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が策定した「三多摩地域第二次廃棄物  
減容（量）化基本計画」に基づき、青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町は、埋  
立量の減量に取り組んでいる。

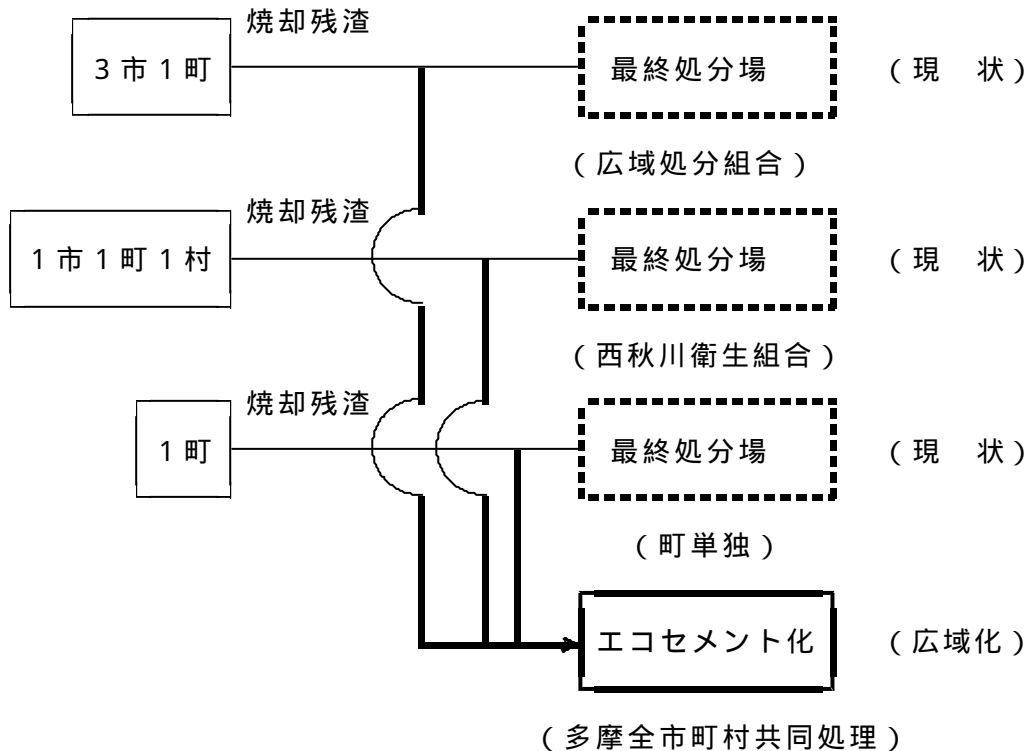
エ 広域的な施設整備

(ア) ごみ焼却施設

奥多摩町の施設は、准連続式の13トン/日で平成元年に設置され、平成8年  
度に排ガス集じん設備を改修している。しかし、次期更新時には、施設の集約化  
を図る必要があり、その場合においては第3ブロック内で行うことが望ましい。  
今後の更新の考え方は、第1ブロックと同様とする。

(イ) エコセメント化

本ブロックも、逼迫している最終処分場の延命化を図るため、エコセメント化  
の導入について取り組む必要がある。



(2) 島しょ地域

ア 地域構成

この地域は、島しょ地域の2町7村（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村）で構成する。

イ 人口、面積

地域内の総人口は約3万人、総面積は約403km<sup>2</sup>である。

ウ ごみ処理の現状と見通し

（ア）ごみ量、資源化量、焼却量

平成9年度の状況は、次のとおりである。

【島しょ地域】

（t / 年）

市町村名	ごみ量	資源化量	焼却量
大島町	4,417	95	3,973
利島村	193	-	144
新島村	6,831	-	2,611
神津島村	1,090	-	927
三宅村	1,972	-	1,314
御蔵島村	155	-	127
八丈町	3,310	17	2,499
青ヶ島村	48	-	-
小笠原村	3,071	32	772
合計	21,087	144	12,367

（注）ごみ量は、収集ごみ量に持込ごみ量を加えた量である。  
資源化量には、集団回収資源物量を含んでいない。

（イ）ごみの減量・資源化の取り組み

島しょ地域では、各島ごとにごみ処理が行われている。離島という地域性から、島外搬出は容易ではないため、リサイクル率も区部や多摩地域と比較すると著しく低い。しかしながら、その中でも八丈町や小笠原村では、島しょ地域の特性を活かしながらリサイクルへの取り組みを行っている。

八丈町

平成10年9月からアルミ缶、スチール缶及びペットボトルを対象としたデポジット制度を開始している。島内の販売店においてデポジット対象品である飲料容器にシールを貼付し、販売しており、その空になった容器を返却することにより、消費者に上乗せ金を返却する方法である。住民による「デポジット協力会」、販売事業者による「八丈町デポジットを進める事業者の会」などが結成され、平成11年3月現在の回収量は約90パーセントと順調に伸びてきている。このデポジット制度の導入により、今後のリサイクル率の増加が見込まれる。

#### 小笠原村

アルミ缶、スチール缶及びペットボトルの資源ごみ収集を実施しており、平成10年度においても数回にわたり、島外に搬出し、リサイクルを図っている。また、村では住民参加のもと、ごみ問題の解決を図ることを目的とした「ごみ会議」を設置し、リサイクルやごみの有料化等についてもここで協議されるなど、一体となった取り組みによりごみ処理を推進している。

#### その他の町村

- ・大島町では、高等学校が中心となり、アルミ缶の回収を行っている。
- ・神津島村では、学校のPTAが中心となり、一時アルミ缶の回収を行っていたが、現在は中止のやむなきに至っている。
- ・三宅村では、福祉団体の「がくあじさいの会」がアルミ缶の回収を行っている。また、アスファルトやコンクリート塊を路盤材や基礎材として再生利用を行っている。
- ・御蔵島村では、三宅村の「がくあじさいの会」に協力するため小中学校でアルミ缶回収を実施している。
- ・青ヶ島村では、八丈町の「ちょんこめ訓練所」に協力するためアルミ缶回収を実施している。

#### (ウ) ごみ処理施設整備の取り組み

施設整備状況は、表 - 9 の「島しょ地域の廃棄物処理施設の現状」のとおりである。離島という地理的条件のため、各島ごとに処理を行っている。

- ・粗大・不燃・資源化施設は5施設あり、大島町、新島村、神津島村、八丈町、小笠原村に各1施設で、処理能力の合計は35.6t/日となっている。三宅村では、新たに施設建設を行っている。
- ・焼却施設は10施設あり、大島町、利島村、神津島村、御蔵島村及び八丈町に各1施設、新島村の新島と式根島、小笠原村の父島と母島にそれぞれ1施設で、処理能力の合計は91.1t/日となっている。施設規模は、2t/日から20t/日と小規模な間欠運転の焼却施設となっている。
- ・ダイオキシン類恒久対策の実施済みの施設は、八丈町と小笠原村父島の2施設であり、三宅村では現在施設更新を行っている。残りの7施設は、平成14年11月までに恒久対策を終了させる予定である。
- ・最終処分場については、平成11年度より小笠原村父島で設置を予定している。

#### (エ) 島しょ地域での今後の取り組み

このように、島しょ地域では、島の特徴を活かしながリサイクルを実施しているが、島ごとの財政状況や抱える問題、廃棄物行政の現状は様々であり、各島がごみ処理体制の連携をとることは難しい状況にある。また、東京都の島々は本土から遠く離れ、点在するという地理的条件により、広域化を進めるためには困難な課題を多く抱えている。

このため、都では平成10年度に「島しょ地域における循環型ごみ処理システム検討委員会」を設置し、現在、検討を進めている。この検討委員会は専門

家、町村長、住民から構成され、島しょ地域の特性及び現状を十分踏まえた上で、島しょ地域に適したリサイクルシステムやごみ処理システムを構築することを目的している。また、島ごとの状況が全く異なることから実際に島で生活している立場からの意見を反映させるため、島の全町村の住民（各島1～2名）を島しょモニターとして依頼している。これらの意見を反映させながら、リサイクルを推進するための島外搬出方法や最終処分場を含めた施設のあり方等を検討していき、平成12年2月をめどに最終報告をまとめる予定となっている。

また、従来から島しょ地域のごみ量等の基礎的データについては、各町村での対応が様々であることから、実態を把握しきれていない状況があり、都では広域的観点から、島しょ地域全体のごみ排出量やリサイクル可能量等の実態を把握するための調査も行った。

今後、この報告書や調査結果を基に、各町村が、島しょ地域にふさわしい、循環型ごみ処理システムについて自主的な取り組みを進めていくことになる。

## 8 広域化の実現に向けた今後の取り組み

### (1) 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、都は次の項目の進行管理を行う。

ア 各焼却施設のダイオキシン類濃度の把握及び公表

イ ダイオキシン類恒久対策の進捗状況の把握

ウ 施設整備の進捗状況の把握

### (2) 計画のフォローアップ

本計画のフォローアップを行うために地域別に次のように取り組む

#### ア 多摩地域

多摩地域の清掃事業に関し、関係諸機関との調整を図る目的で設置してある東京都市町村清掃協議会、三多摩地域清掃施設協議会及び都が設置した東京都多摩地域廃棄物行政連絡会で意見を聞くとともに連携を図っていく。

また、小規模施設の集約化のための協議は、地域ブロック内に都と構成市町村等の調整会議を新たに設置し、検討、協議を行う。

#### イ 島しょ地域

島しょ地域の廃棄物処理については、担当者による情報交換を進めているところであるが、今後は、課題の解決に向けて、より連携を強化するため、東京都島しょ地域廃棄物行政連絡会を新たに設置し、協議を進めていく。

### (3) 技術的支援

都は、広域自治体として市町村に対し、技術職員の派遣等を含めた技術的支援に努めるものとする。

## 9 計画の見直し

この計画は、島しょ地域における循環型ごみ処理システム検討委員会からの最終報告、清掃事業の区移管後の状況及びごみ処理の技術革新の動向などを考慮し、適宜見直しを行うものとする。

表-1 区部の廃棄物処理施設の現状

## 1 ごみ焼却施設

施設名	施設規模 (t/日)	規模×炉数 (t/日)	竣工 年月	種類	排ガス 冷却	集じん器	備考
1 東京都世田谷清掃工場	900	300×3	S44.03	全連	ボイラ	電気集じん器	
2 東京都大井清掃工場	1,200	300×4	S48.09	全連	ボイラ	電気集じん器	
3 東京都多摩川清掃工場	600	300×2	S48.11	全連	ボイラ	電気集じん器	
4 東京都板橋清掃工場	1,200	300×4	S49.12	全連	ボイラ	電気集じん器	
5 東京都葛飾清掃工場	1,200	400×3	S51.12	全連	ボイラ	電気集じん器	
6 東京都足立清掃工場	1,000	250×4	S52.09	全連	ボイラ	電気集じん器	
7 東京都杉並清掃工場	900	300×3	S57.12	全連	ボイラ	電気集じん器	
8 東京都光が丘清掃工場	300	150×2	S58.09	全連	ボイラ	電気集じん器	
9 東京都大田第一清掃工場	600	200×3	H02.03	全連	ボイラ	電気集じん器	
10 東京都大田第二清掃工場	600	200×3	H02.03	全連	ボイラ	電気集じん器	溶融炉付250t/日*2
11 東京都目黒清掃工場	600	300×2	H03.03	全連	ボイラ	電気集じん器	
12 東京都破碎ごみ処理施設	180	180×1	H04.07	全連	ボイラ	電気集じん器	休止中
13 東京都練馬清掃工場	600	300×2	H04.09	全連	ボイラ	電気集じん器	
14 東京都有明清掃工場	400	200×2	H07.12	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	
15 東京都千歳清掃工場	600	600×1	H08.03	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	
16 東京都江戸川清掃工場	600	300×2	H09.01	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	
17 東京都墨田清掃工場	600	600×1	H10.01	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	
18 東京都北清掃工場	600	600×1	H10.01	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	
19 東京都江東清掃工場	1,800	600×3	H10.09	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	
20 東京都港清掃工場	900	300×3	H11.01	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	
21 東京都豊島清掃工場（建設中）	<400>	200×2	予定H11.06	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	
22 東京都中央地区清掃工場（建設中）	<600>	300×2	予定H13.07	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	
23 東京都渋谷地区清掃工場（建設中）	<200>	200×1	予定H13.07	全連	ボイラ	ろ過式集じん器	

## 2 粗大・不燃・資源化施設

施設名	施設規模 (t/日)	備考
1 東京都粗大ごみ破碎処理施設	640	
2 東京都中防不燃ごみ処理センター（第1）	1,250	
3 東京都中防不燃ごみ処理センター（第2）	1,800	
4 東京都京浜島不燃ごみ処理センター	600	

## 3 最終処分場

施設名	施設規模 (m <sup>2</sup> )	備考
1 東京都中防外側埋立処分場	1,990,000	
2 東京都新海面埋立処分場	2,770,000	



0 2 4 6 8 10km

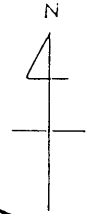
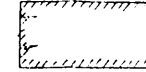


図-1 東京都行政区画図

23区, 27市, 5町, 8村

多摩地域



区部



島しょ地域

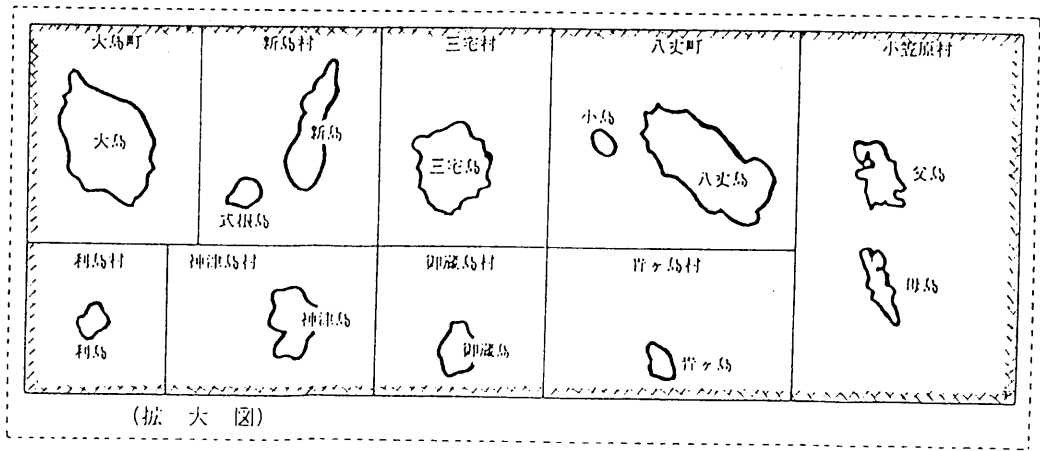
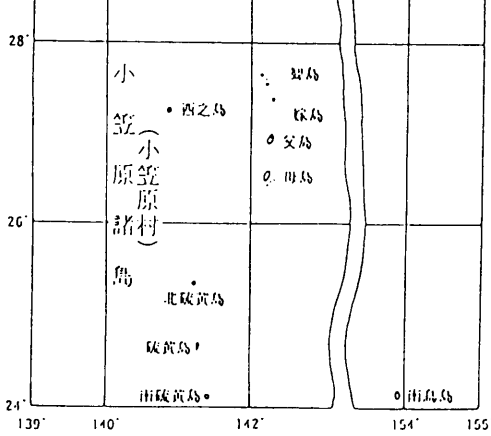
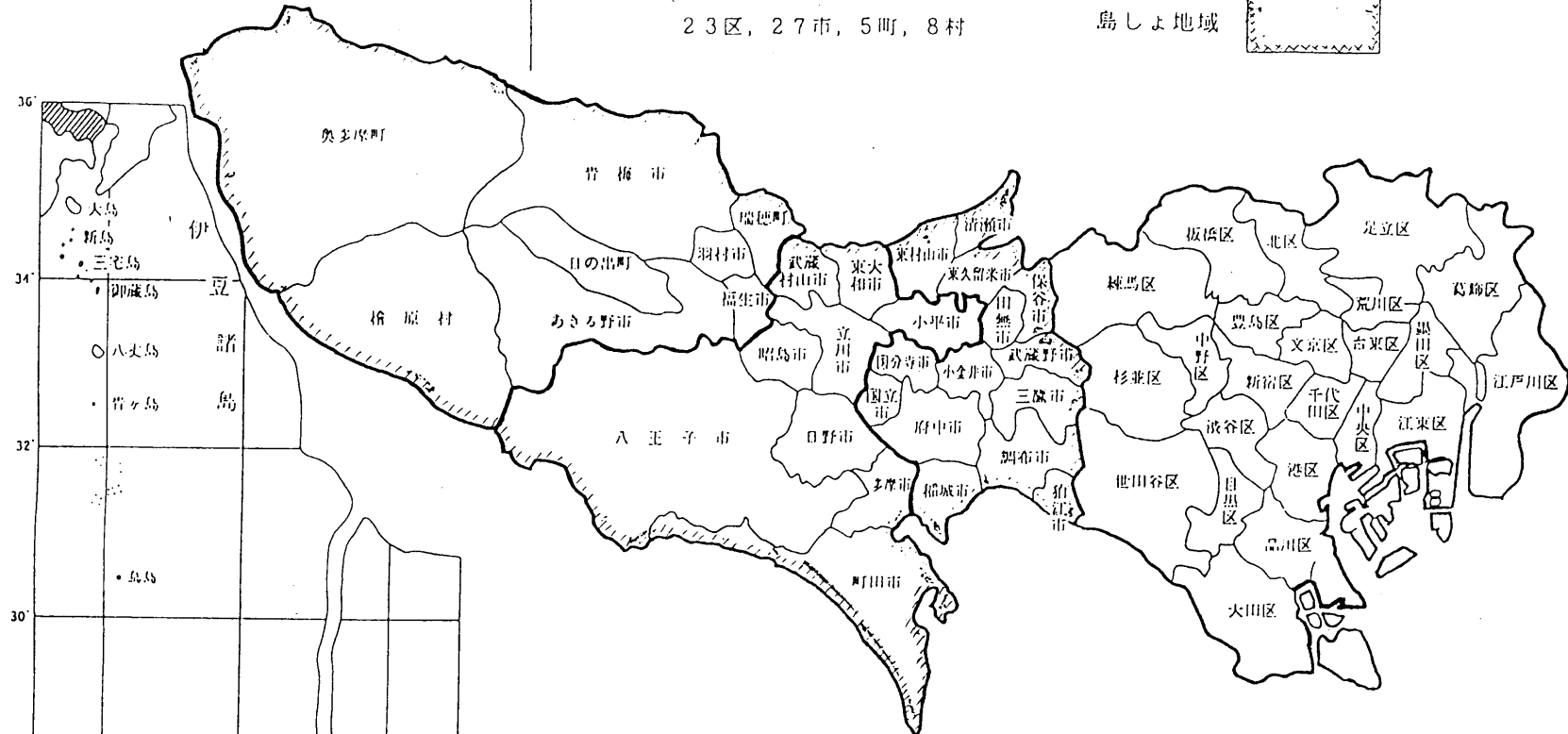
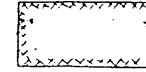


表-2 区部における施設整備計画(スリムプラン21による)

1 焼却施設の建設・更新

施設名	炉形式	処理能力	9年度	10年度	11年度	12年度	13～17年度	18～23年度
《建設》								
豊島地区清掃工場	全連続	400t/日	→					
渋谷地区清掃工場	全連続	200t/日					→	
中央地区清掃工場	全連続	600t/日					→	
新宿地区清掃工場	全連続	600t/日						→
中野地区清掃工場	全連続	400t/日						→
荒川地区清掃工場	全連続	300t/日						→
《更新》								
世田谷清掃工場	全連続	300t/日					→	

2 ダイオキシン類削減のための設備更新

施設名	炉形式	処理能力	9年度	10年度	11年度	12年度	13～17年度	18～23年度
《更新》								
多摩川清掃工場	全連続	300t/日	燃焼改善	燃焼改善	-----	-----	→	
板橋清掃工場	全連続	600t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	
足立清掃工場	全連続	700t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	
大井清掃工場	全連続	600t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	
葛飾清掃工場	全連続	500t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	
世田谷清掃工場	全連続	300t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	(再掲)
《排ガス処理設備改造》								
目黒清掃工場	全連続	600t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	
大田清掃工場第一工場	全連続	600t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	
大田清掃工場第二工場	全連続	600t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	
杉並清掃工場	全連続	600t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	
練馬清掃工場	全連続	600t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	
光が丘清掃工場	全連続	300t/日	-----	燃焼改善	-----	-----	→	

区域における施設整備計画（スリムプラン21による）

3 灰溶融施設等の整備

施設名	処理能力	9年度	10年度	11年度	12年度	13～17年度	18～23年度
多摩川清掃工場（併設）	30t/日			→			
板橋清掃工場（併設）	180t/日			→			
足立清掃工場（併設）	130t/日			→			
大井清掃工場（併設）	180t/日					→	
葛飾清掃工場（併設）	110t/日					→	
世田谷清掃工場（併設）	150t/日					→	
中防内側施設	400t/日					→	

4 不燃ごみ処理施設等の整備

施設名	9年度	10年度	11年度	12年度	13～17年度	18～23年度
大田清掃工場 第二工場の整備		→ 工事				
粗大ごみ破砕処理施設の整備		調査等	→ 工事			
破砕ごみ処理施設の整備	燃焼改善	-----	-----	-----	→ 工事	

5 資源化関連施設の整備

施設名	9年度	10年度	11年度	12年度	13～17年度	18～23年度
リサイクルプラザ（千代田地区）		構想・設計等	→			
新宿地区 中野地区 荒川地区					用地取得・整備	

5 最終処分場の整備

施設名	9年度	10年度	11年度	12年度	13～17年度	18～23年度
新海面処分場の整備 〔排水処理施設 地盤改良等〕						→
中央防波堤外側埋立処分場の整備 〔排水処理施設 ガス有効利用〕					→	

表 - 3

## 地 域 設 定

地 域		人 口 (万人)	面 積 (k m <sup>2</sup> )	構成区市町村・一部事務組合
多 摩 地 域	第1ブロック	172	398	八王子市、立川市、昭島市、町田市 小平市、日野市、東大和市 武蔵村山市、多摩市 小平・村山・大和衛生組合 多摩ニュータウン環境組合
	第2ブロック	160	190	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市 小金井市、東村山市、国分寺市 国立市、田無市、保谷市、狛江市 清瀬市、東久留米市、稲城市、 武蔵野三鷹地区保健衛生組合 二枚橋衛生組合、ふじみ衛生組合 柳泉園組合、多摩川衛生組合
	第3ブロック	39	573	青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、 あきる野市、日の出町、檜原村、 奥多摩町、 西多摩衛生組合、西秋川衛生組合
		371	1,161	28市、2町、1村
島しょ地域		3	403	大島町、利島村、新島村、神津島村 三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村 小笠原村

(注) 多摩地域のブロックは、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく、支援ブロックである。

表 - 4 多摩地域の粗大・不燃・資源化施設の現状

ブ ロ ッ ク	市 町 村 名	施 設 名	処理規模 ( t / 5 h )
			粗大破碎、不燃ごみ・資源ごみ処理
第 1 ブ ロ ッ ク	八王子市	戸吹破碎処理センター	180 (粗大併用)
	立川市	総合リサイクルセンター	84 (粗大併用)
	昭島市	粗大ごみ処理施設	50 (粗大併用)
	町田市	リサイクル文化センター	70 (粗大併用)
	小平市	リサイクルセンター	19.4 (選別・圧縮)
	日野市	クリーンセンター	50 (粗大併用)
	多摩市	資源化センター (建設中)	45 (選別・圧縮)
	小平・村山・大和衛生組合	粗大ごみ処理施設	75 (粗大併用)
	多摩ニュータウン環境組合	粗大ごみ処理施設	40 (粗大) / 50 (粗大併用)
		9 施設	618.4
第 2 ブ ロ ッ ク	武蔵野市	クリーンセンター	50 (粗大併用)
	東村山市	秋水園	50 (粗大併用)
	国分寺市	国分寺清掃センター	30 (粗大併用)
	小金井市	中間処理場	30 (粗大併用)
	府中市	府中クリーンセンター	50 (粗大) / 60 (選別・圧縮)
	調布市	資源物処理施設	4.5 (選別・圧縮)
	国立市	環境センター	30 (粗大併用)
	狛江市	リサイクルセンター	4.9 (選別・圧縮)
	柳泉園組合	粗大ごみ処理施設	50 (粗大併用)
		リサイクルセンター	65 (選別)
	ふじみ衛生組合	リサイクルセンター	113.5 (粗大併用)
多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川	50 (粗大併用)	
		12 施設	587.9
第 3 ブ ロ ッ ク	青梅市	リサイクルセンター	40 (粗大併用)
	福生市	リサイクルセンター	33 (粗大併用)
	羽村市	リサイクルセンター	25 (選別・圧縮)
	瑞穂町	クリーンみずほセンター	7 (粗大併用)
	奥多摩町	クリーンセンター	10 (選別・圧縮)
	西秋川衛生組合	高尾清掃センター (粗大)	30 (粗大併用)
		高尾清掃センター (資源化)	40 (選別・圧縮)
		7 施設	185
計		27 施設	1,891.3

注) ・「粗大破碎、不燃ごみ・資源ごみ処理」では、鉄、アルミ、ビン等の資源物を回収している。  
 ・「粗大」は、可燃性の粗大ごみの破碎を行っている施設  
 ・「粗大併用」は、可燃性と不燃性の粗大ごみの破碎を行っている施設  
 ・多摩市では、平成11年度完成予定の資源化センター (45 t / 5 h) を建設中である。

表 - 5 多摩地域のごみ焼却施設の現状

ブロック	市町村名	規模 ( t / 日 )	種類	稼動年月	排ガス冷却	集じん器	備考	
第1ブロック	八王子市(戸吹)	300 (100×3)	全連	H10.04	ボイラ	ろ過式集じん器		
	八王子市(館)	300 (150×2)	全連	S56.04	水噴射	電気集じん器		
	八王子市(北野)	100 (100×1)	全連	H06.10	水噴射	ろ過式集じん器		
	立川市	280	(90×2)	全連	S54.10	水噴射	電気集じん器	
			(100×1)	全連	H09.04	水噴射	ろ過式集じん器	
	昭島市	190 (95×2)	全連	H07.10	水噴射	ろ過式集じん器		
	町田市	626	(150×3)	全連	S57.05	ボイラ	電気集じん器	
			(176×1)	全連	H06.08	ボイラ	ろ過式集じん器	
	日野市	220 (110×2)	全連	S62.05	ボイラ	電気集じん器		
	小村大衛生組合	360	(150×1)	全連	H02.11	水噴射	電気集じん器	
(105×2)			全連	S61.04	水噴射	電気集じん器		
多摩ニュータウン環境組合	400 (200×2)	全連	H10.04	ボイラ	ろ過式集じん器			
9 施設		2,776 (22炉)						
第2ブロック	東村山市	150 (75×2)	全連	S56.10	水噴射	電気集じん器		
	国分寺市	140 (70×2)	全連	S60.11	併用	電気集じん器		
	国立市	90 (90×1)	全連	S49.07	水噴射	電気集じん器		
	武三保衛生組合(第1)	195 (65×3)	全連	S59.12	ボイラ	電気集じん器		
	武三保衛生組合(第2)	195 (65×3)	全連	S59.10	ボイラ	電気集じん器		
	二枚橋衛生組合	510	(135×3)	全連	S47.04	水噴射	ろ過式集じん器	
			(105×1)	全連	S42.05	水噴射	電気集じん器	
	柳泉園組合	390	(150×1)	全連	S58.04	水噴射	電気集じん器	新施設の建設後に廃止
			(120×2)	全連	S61.04	ボイラ	電気集じん器	
	建設中 315t (105×3)全連					ボイラ	ろ過式集じん器	
多摩川衛生組合	450 (150×3)	全連	H10.04	ボイラ	ろ過式集じん器			
8 施設		2,120 (21炉)						
第3ブロック	奥多摩町	13 (13×1)	准連	H01.03	水噴射	電気集じん器		
	西多摩衛生組合	480 (160×3)	全連	H10.04	ボイラ	ろ過式集じん器		
	西秋川衛生組合	150 (75×2)	全連	S53.05	水噴射	電気集じん器		
3 施設		643 (6炉)						
20 施設		5,539 (49炉)						

表 - 6

多摩地域のごみ焼却施設ダイオキシン類削減恒久対策実施予定

ブロック名	市 町 村 名	施設名	炉形式		処理能力	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
第 1 ブロック	八王子市	戸吹清掃工場	全連続	ス	300t/日	対策済				
		館清掃工場	全連続	ス	300t/日		■	高度排ガス設備改造		
		北野清掃工場	全連続	ス	100t/日	対策済				
	立川市	立川清掃工場	全連続	ス	280t/日			■		高度排ガス設備改造
	昭島市	昭島市清掃センター	全連続	ス	190t/日	対策済				
	町田市	リサイクル文化センター	全連続	流	626t/日	■		高度排ガス設備改造		
	日野市	日野リサイクルセンター	全連続	ス	220t/日	■				高度排ガス設備改造
	小平・村山・大和衛生組合	ごみ焼却施設	全連続	ス	360t/日				■	設備改善
	多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場	全連続	ス	400t/日	対策済				
第 2 ブロック	東村山市	秋水園	全連続	ス	150t/日			■		高度排ガス設備改造
	国分寺市	国分寺市清掃センター	全連続	ス	140t/日			■		高度排ガス設備改造
	国立市	国立市清掃工場	全連続	ス	90t/日	多摩川衛生組合に加入し、焼却施設を廃止する				
	武蔵野三鷹地区 保健衛生組合	第一処理場	全連続	ス	195t/日	■	冷却塔密閉化		■	設備改善
		第二処理場	全連続	ス	195t/日	■	冷却塔密閉化		■	高度排ガス設備改造
	二枚橋衛生組合	ごみ焼却施設	全連続	ス	510t/日	対策済				
	柳泉園組合	第1、2工場	全連続	ス	290t/日			新施設稼働に伴い廃止		
	多摩川衛生組合	ごみ焼却処理施設	全連続	ス	450t/日	対策済				
第 3 ブロック	奥多摩町	奥多摩町リサイクルセンター	准連続	ス	13t/日	■	飛灰分離		■	設備改善
	西多摩衛生組合	ごみ焼却施設	全連続	流	480t/日	対策済				
	西秋川衛生組合	高尾清掃センター	全連続	ス	150t/日				■	設備改善

ス：ストーカ式  
流：流動床式

表 6

表 - 7 多摩地域の最終処分場の現状

加 ッ	市町村・一部事務組合	施 設 名	埋立面積、容量	埋立開始
第 1 ブ ロ ッ ク	町田市	廃棄物処分場	65,268 m <sup>2</sup> 588,200 m <sup>3</sup>	昭和55年 4月
	東京都三多摩地域 廃棄物広域処分組合	二ツ塚廃棄物広域処分場	184,000 m <sup>2</sup> 3,700,000 m <sup>3</sup>	平成10年 1月
	26市1町 八王子市 立川市 昭島市 町田市 小平市 日野市 東大和市 武蔵村山市 多摩市			
武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 小東村 国分寺市 国立市 田無市 保合市 粕江市 清瀬市 東久留米市 稲城市				
第 2 ブ ロ ッ ク	奥多摩町	クリンセンタ - 最終処分場	1,020 m <sup>2</sup> 3,700 m <sup>3</sup>	平成 6年 4月
第 3 ブ ロ ッ ク	西秋川衛生組合	御前石排水処理センタ -	9,400 m <sup>2</sup> 97,000 m <sup>3</sup>	昭和54年 4月
	あきる野市 日の出町 檜原村			

注) 町田市は東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合にも加入している。



1 焼却施設の更新

加ツ名	市町村名	施設名	炉形式	処理能力	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
2	柳泉園組合	ごみ処理施設	全連続 ス	315t/日		工事								
2	小村大衛生組合	未定	未定	未定				検討中						

2 他団体との共同処理への移行

加ツ名	市町村名	施設名	炉形式	処理能力	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
2	国立市	国立市清掃工場	全連続 ス	90t/日	廃止	(11年度から多摩川衛生に加入)								
3	奥多摩町	奥多摩クリーンセンター	准連続 ス	13t/日	(次期更新時にブロック内で協議)									

3 資源化施設整備及び更新計画

加ツ名	市町村名	施設名	処理能力	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1	多摩市	リサイクルプラザ	45t/日	工事									
1	多摩ニュータウン組合	粗大ごみ処理施設	90t/日		工事								
2	小村大衛生組合	未定	未定				検討中						

4 エコセメント化事業計画

加ツ名	市町村名	処理能力	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
広域	未定	410t/日					工事					

5 最終処分場の整備計画

加ツ名	市町村名	施設名	埋立容量	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
3	西秋川衛生組合	第2御前石排水処理場	70,000㎡		工事								

表9 島しょ地域の廃棄物処理施設の現状

1 ごみ焼却施設

町 村 名	規 模 ( t / 日 )	種 類	稼動 年月	排ガス 冷却	集じん器	備 考
大島町(野増)	20(10×2)	機械ハッチ	S63.12	水噴射	マルチサイクロン	
利島村	2.5	機械ハッチ	H08.03	水噴射	マルチサイクロン	
新島村(本島)	15(7.5×2)	機械ハッチ	S60.03	水噴射	マルチサイクロン	
新島村(式根島)	5	固定ハッチ	S49.03	水噴射	—————	
神津島村	13	機械ハッチ	H06.07	水噴射	電気集じん器	
三宅村	10( 5×2)	固定ハッチ	S51.07	水噴射	—————	
	7	機械ハッチ	H11.03	水噴射	ろ過式集じん器	建設中
御蔵島村	2	機械ハッチ	H08.04	水噴射	マルチサイクロン	
八丈町	17(8.5×2)	機械ハッチ	H09.11	水噴射	ろ過式集じん器	連続運転可
小笠原村(父島)	4.6	機械ハッチ	H11.03	水噴射	ろ過式集じん器	連続運転可
小笠原村(母島)	2	固定ハッチ	S49.12	水噴射	マルチサイクロン	
10施設	91.1(14炉)					

2 粗大・不燃・資源化施設

町 村 名	施 設 名	処理規模 ( t / 5 h )
		処 理 施 設
大島町	粗大ごみ処理場	7 (粗大併用)
新島村	金属圧縮処理場	12 (破碎・圧縮)
神津島村	粗大ごみ処理施設	7.5 (粗大併用)
三宅村	粗大ごみ処理施設(建設中)	<<1.6(粗大併用)>>
八丈町	クリンセンタ-	7 (選別・圧縮)
小笠原村	クリンセンタ-	2.1 (破碎・選別・圧縮)
計	5施設	35.6

注)・「粗大・不燃・資源化施設」は、鉄、アルミ、ビン等の資源物を回収している。  
 ・「粗大併用」は、可燃性と不燃性の粗大ごみの破碎を行っている施設。

表 - 10 島しょ地域の廃棄物処理施設整備計画

1 焼却施設の更新

町 村 名	炉形式	処理能力	10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
三 宅 村	機械ハッチ	7 t / 日 × 1 炉	—工事—									

2 資源化施設整備

町 村 名	施 設 名	処理能力	10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
三 宅 村	粗大ごみ処理施設	1.6 t / 5h	—工事—									

3 最終処分場の整備

町 村 名	施 設 名	埋立容量	10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
小笠原村	最終処分場	12,000 m <sup>3</sup>		—	工事							

# 参 考 资 料

## 《用語解説》

- ※ 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容積で6割以上を占める容器包装廃棄物について、事業者、市町村、消費者がそれぞれ責任を分担し、関係者が協力して過剰包装の抑制や資源の再利用を進めることにより、ごみを減らし、快適な生活環境を創造することを狙いとしている。平成9年4月からガラス製容器及びペットボトルのリサイクルが開始され、平成12年度から紙製容器包装、プラスチック製容器包装リサイクルが開始される予定。
  
- ※ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン(新ガイドライン)

ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止対策として平成9年1月に策定された。平成2年12月に策定された旧ガイドラインと対比するため新ガイドラインとも呼ばれる。厚生省は、地方公共団体に対し、新ガイドラインに基づいてごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策を指導することとなった。排出濃度と施設の構造の両面から規制されており、排出濃度の基準については焼却炉の規模と処理方式により 0.1 ~ 5 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> までの基準値が示されている。
  
- ※ 多摩地域ごみ処理広域支援体制

多摩地域の一般廃棄物処理施設を設置する市町村及び一部事務組合で構成する三多摩清掃施設協議会が、平成6年10月に多摩地域における安定的なごみ処理体制を確保するための相互支援を目的に策定し、各市町村等が協定を締結している。

協定では、多摩地域を3ブロック(多摩地域ごみ処理広域支援ブロック：略称ブロック会)に分け、施設の整備期間中や建替期間等のごみ処理を、同じブロック内の施設で支援することとなっている。
  
- ※ 三多摩地域第二次廃棄物減容(量)化基本計画

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（以下「広域処分組合」という。）と、その構成団体が、平成5年4月に制定した「廃棄物減容(量)化基本計画」（以下「一次計画」という。）は、谷戸沢処分場の計画的、安定的利用を図るためのものであった。

第二次廃棄物減容(量)化基本計画は、一次計画を見直し、二ツ塚処分場の安定的使用を確保することを目的として策定されたものである。

この計画では、二ツ塚処分場の使用期間を平成9年からの最低16年間とし、広域処分場を目標年度まで延命化するために、各組織団体の搬入配分量の設定等が盛り込まれている。
  
- ※ マテリアルリサイクル

不要物を新たな製品の原料として活用する通常のリサイクルの方法。サーマルリサイクルに対比。

※ サーマルリサイクル

不要物を再生品にするマテリアルリサイクルに対し、不要物をエネルギー源・燃料として利用するリサイクルの方法。エネルギー回収と同義語。

※ ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、75種類の異性体を持つポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs)及び135種類の異性体を持つポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)の総称をいう。塩素の結びつく位置及び数により毒性の強度が異なり、2,3,7,8-TCDDがもっとも毒性が強いとされている。

※ ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>

ng (ナノグラム)

ナノは単位であり、10億分の1(10<sup>9</sup>)を示す。1ナノグラムは10億分の1グラム。

TEQ (毒性等量: Toxic Equivalents)

ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性の強さが異なる。異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性を毒性等価係数(TEF)により換算した量。各異性体ごとに濃度とTEFの積を求め、それを総和したものをダイオキシン類濃度のTEQ換算値という。Teqとも表記する。

Nm<sup>3</sup>

Nはノルマルと読む。期待は温度や圧力により大幅に体積が変化するため、0℃、1気圧に換算した状態をNで表現する。Nm<sup>3</sup>はその状態での気体の体積である。

※ エコセメント

エコロジーとセメントの合成語。都市ごみ焼却灰を主原料として製造されるセメントのこと。焼却残渣を粉砕した後、石灰石や粘土などを加えて約1,300℃の高温で焼成するため、ダイオキシン類をほぼ完全に分解できる。

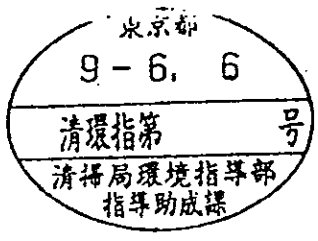
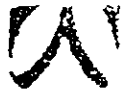
普通ポルトランドセメントと比べ、塩素含有量が多いこと、早期にコンクリート強度が現れること等の特徴があり、土木建築資材など幅広い利用用途が期待される。

※ 准連続燃焼式/全連続燃焼式

一日あたりの稼働時間による炉形式の分類。原則として、准連続燃焼式は16時間の間欠稼働、全連続燃焼式は24時間の稼働。

※ 灰溶融施設

焼却施設から発生する焼却残渣や不燃物を1,500℃以上の高温で溶融しスラグ化する施設。熱源により電気式及び燃料式に分類される。



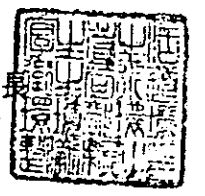
衛環第173号

平成9年5月28日

各都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

厚生省生活衛生局

水道環境部環境整備課長



ごみ処理の広域化計画について

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策については、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）が策定されたところであるが、新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、別添の内容を踏まえた、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、本計画に基づいて貴管下市町村を指導されたい。

## 別添

### 1. 広域化の必要性

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後、ごみ処理の広域化が必要である。このため、次の事項を十分踏まえたうえで広域化計画を策定されたいこと。

#### (1) ダイオキシン削減対策

今後新たに建設されるごみ焼却施設は、原則として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉とし、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うことが適当であり、そのために必要な焼却施設の規模を確保することが必要である。

#### (2) 焼却残渣の高度処理対策

焼却残渣に含まれるダイオキシン類を削減するため、特別管理一般廃棄物として指定されているばいじんだけでなく、焼却灰についても熔融固化等の高度処理を推進する必要があるが、焼却残渣のリサイクルの観点からも、積極的に実施することが適当である。

#### (3) マテリアルリサイクルの推進

リサイクル可能物を広域的に集めることにより、リサイクルに必要な量が確保される場合があるので、これによりマテリアルリサイクルを推進するとともに、焼却量の減量化を図る。

#### (4) サーマルリサイクルの推進

ごみ焼却施設を全連続式とすることにより、ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施することができる。これによってエネルギー利用の合理化を図るとともに、地球温暖化の防止にも資することができる。なお、サーマルリサイクル推進の観点からは、ごみ焼却施設は、焼却能力300t/日以上とすることが望ましい。

#### (5) 最終処分場の確保対策

大都市圏等では既に広域的な最終処分場の整備が行われているところであるが、今後はごみ焼却施設の広域化と併せて、焼却灰等を処分する最終処分場の広域的な確保を図る必要がある。

#### (6) 公共事業のコスト縮減

近年、公共事業のコスト縮減の必要性が高まっており、当省としても「厚生省関係公共工事費用縮減対策に関する行動計画」を定め、平成9年4月22日付け衛計第63号をもって通知したところである。高度な処理が可能で小規模なごみ焼却施設等を個別に整備すると多額の費用が必要となることから、可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することにより、公共事業のコスト縮減を図る必要がある。



## 2. 広域化計画の内容

広域化計画には、以下の内容を含めること。

### (1) 計画期間

原則として10年（平成10年度～平成19年度）とすること。

### (2) 広域化ブロック区割りの作成

地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力300t/日以上（最低でも100t/日以上）の全連続式ごみ焼却施設を設置できるように、市町村を広域ブロック化すること。

(作成例)

ブロック名	人口 (万人)	面積 (Km <sup>2</sup> )	構成市町村・一部事務組合名

### (3) 各ブロックにおける施設整備計画

広域化に向けた廃棄物処理施設の整備計画を各ブロックごとに策定すること。

(作成例)

〇〇ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	排ガス中の ダイオキシン類濃度
ごみ焼却施設			
RDF化施設			—
RDF焼却施設			—
熔融固化施設			—
粗大ごみ処理施設			—
最終処分場			—
汚泥再生処理センター			—
リサイクルプラザ			

(4) ダイオキシン類の現状排出量・将来排出量の推計

各ブロックごと及び全県のダイオキシン類排出量の現状及び将来推計を行い、記載すること。

(作成例)

(g-TEQ/年)

地域区分	現状排出量 平成9年	恒久対策実施後 (5年後) 平成14年	(10年後) 平成19年	(20年後) 平成29年
〇〇ブロック				
△△ブロック				
・				
・				
・				
合 計				

(5) 広域化が完了するまでの過渡期のごみ処理方法

広域化が完了するまでの間において、既存の施設が建て替え時期を迎えつつも、広域化した全連続炉が供用されていない場合などにおける近隣市町村における暫定的な処理、RDF化及びその利用等の過渡期のごみ処理方策について各ブロックごとに検討し、記述すること。

(作成例)

ブロック名	既存施設名	処理能力	廃止予定年月	廃止後の処理方法

(6) RDFを活用する場合の利用先等

RDFを活用して発電等を行う場合の利用先を確保するとともに、その使用量等を記載

すること。

(作成例)

利用先名称	所在地	RDF使用量	発電量等

(7) その他

必要に応じ、以下の事項について記載すること。

- ・ごみ、RDFの輸送方法
- ・マテリアルリサイクル量 (現状→将来)
- ・ごみ発電量 (現状→将来)
- ・各ブロックにおけるごみの分別方法
- ・その他必要な事項

(8) 広域化のフォローアップの方法

広域化計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年、各施設のダイオキシン類濃度の把握、各ブロックにおける施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化の進行管理を行う。

3. 広域化計画策定の手法

(1) 市町村の意向調査

広域化に関する市町村の意向等を把握するため、必要に応じ、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施すること。

(2) 「ごみ処理広域化検討会」の設置・開催

必要に応じ、都道府県において検討会を設置・開催し、策定に向けての検討を行うこと。

(3) 「市町村ブロック会議」の設置・開催

広域化ブロックを設定した後においては、構成市町村が主体となって市町村ブロック会議を設置・運営し、それぞれのブロックにおける各種廃棄物処理施設の配置、過渡期のごみ処理等について検討すること。

4. 留意事項

- (1) ごみ処理の広域化計画は、原則として平成9年度中に策定すること。やむを得ない場合は、平成10年度でも可とする。
- (2) 策定された広域化計画については、当職あて提出されたいこと。
- (3) 計画においては、ごみ処理関連のすべての種類の施設を対象とすることが望まれる

こと。

- (4) 将来的には処理能力300t/日のごみ焼却施設による広域化を推進することを検討しているので、これを踏まえたうえで計画を策定すること。
- (5) 政令指定都市等の大都市は、積極的に周辺市町村のごみ処理を受け入れ、中核となって広域化を推進することが望ましいこと。
- (6) 既設焼却施設に関するダイオキシン類削減のための恒久対策はできるだけ早く着手し、原則として5年以内に完了すること。
- (7) 熔融固化施設、最終処分場等は、複数ブロックで1箇所としてもよいこと。
- (8) 必要に応じ、都道府県境を越えた広域化についても考慮すること。
- (9) 広域化計画の策定に当たっては、ダイオキシン削減効果、リサイクルの推進、余熱利用、灰処理等に関するメリット、ごみ・RDFの収集運搬、施設の建設・維持管理の経済性等を総合的に検討すること。
- (10) 計画は、必要に応じ、改訂すること。